

こども基本法に基づく 市町村こども計画について

令和7年4月16日
こども未来部こども政策課

ながの子育て
応援キャラクター

サイマル



近年の子どもを取巻く法令等の整備の状況 こども家庭庁の創設

基本となる法令等

日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、こども基本法 等

こども基本法（令和5年4月1日施行）

日本国憲法及び**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。



こども家庭庁の創設 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「**こどもまんなか社会**」）

「子どもの権利条約4つの権利」 ①生きる権利 ②意見の尊重 ③最善の利益 ④差別の禁止

こども基本法

「こども」とは

「心身の発達の過程にある者をいう」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、**こどもが円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している**

「こども施策」とは

こどもに関する施策：

- ・ こどもの健やかな成長に対する支援
- ・ 就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援
- ・ こどもの養育環境の整備

一体的に講ずべき施策：

- ・ こどもや子育て家庭に関する施策
(教育の振興、雇用環境の整備、医療の確保・提供など)
- ・ 若者に係る施策
(社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者への支援など)

(法第10条)

- ・ 市町村は **こども大綱 及び 都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定める** よう努める
- ・ 市町村こども計画は **市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画、その他法令の規定により市町村が作成する計画** であってこども施策に関する事項を定めるものと **一体のものとして作成** することができる

基本方針

1. こども・若者を**権利の主体**として認識し、その多様な**人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その**意見を聴き対話しながら、ともに進めていく**
3. こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
4. 良好な成長環境を確保し、**貧困と格差の解消**を図り、全てのこども・若者が**幸せな状態で成長**できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する**希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破**に取り組む
6. **施策の総合性を確保**するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との**連携**を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

詳細は次ページ

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

- ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(2) 学童期・思春期

- ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・ 居場所づくり
- ・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・ いじめ防止
- ・ 不登校のこどもへの支援
- ・ 校則の見直し
- ・ 体罰や不適切な指導の防止
- ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援

(3) 青年期

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ 就学支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

市町村こども計画の策定について

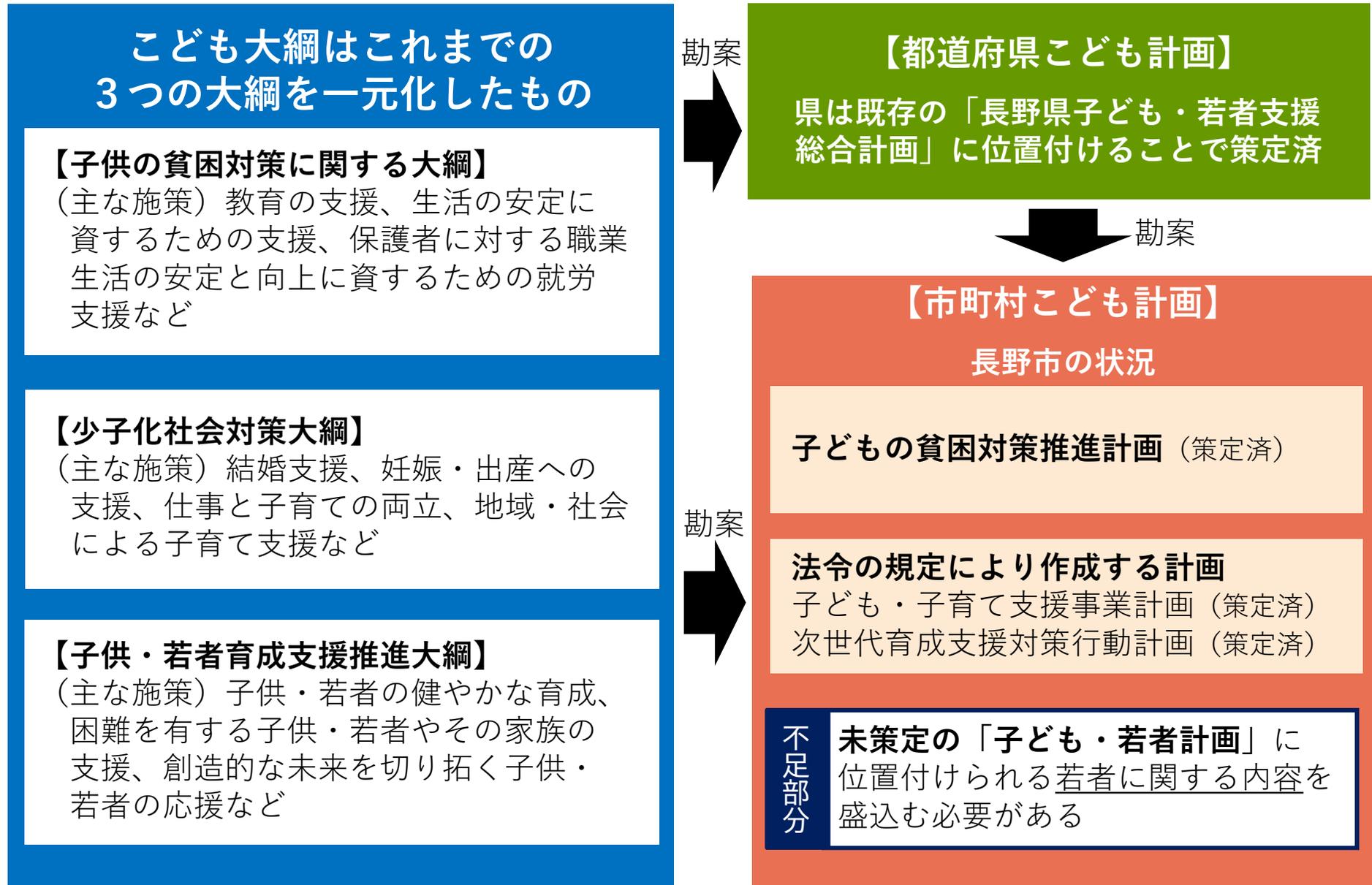
1 計画を策定する意義

- ◆ 市町村こども計画は、地域のこども施策全般を束ねる、こどもまんなか社会実現のための最上位計画
- ◆ 策定にあたり、基礎調査や意見聴取をすることで、こども・若者や子育て家庭を取巻く課題・状況を整理される
- ◆ 本市において、子ども・若者向けに総花的に提供されていた行政サービスについて、改めて整理や見直しがされ、こども・若者の課題に、より一層、寄り添った施策の展開が可能となる

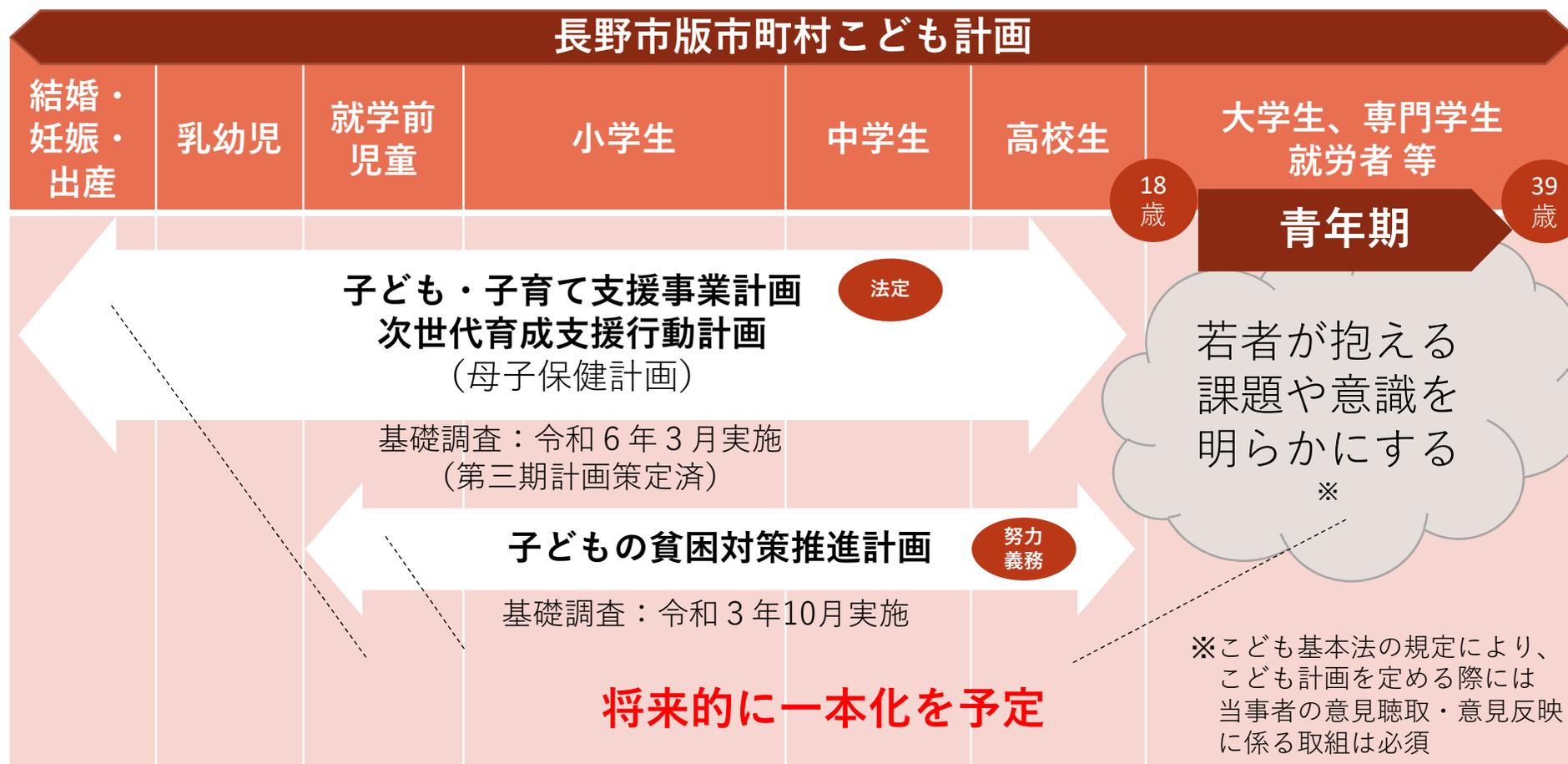
- ◆ 子ども・若者への施策を整理することにより、課題解決に向けた施策の効果や利用しやすさ、課題に向き合った見直しがされているかなど、不足する施策や本市の子ども・若者への支援の充実につながる
- ◆ 全庁的に子ども・若者への意識を深め、施策の展開につながる

- ◆ 子ども・若者政策を含めた課題への対応に適した組織体制へのステップアップなど、直面する子ども・若者の課題や解決するため、効果ある施策体系の検討につながる

2 計画の策定状況（長野県、長野市）



3 長野市版市町村子ども計画の対象範囲イメージ



- ・ こども計画策定に必要な若者世代の基礎調査データ作成のため、思春期から青年期（高校生～39歳の若者）の課題や意識について、アンケート等による調査及び対話による意見聴取等を実施し、計画策定へとつなげる。
- ・ 本市の子ども・若者への支援充実を図るため、子ども・若者への施策を整理し、全庁的に子ども・若者の課題解決に向けた意識を高め、不足する若者施策の展開につなげる。